平成２２年（フ）第１９１６９号
東京都世田谷区八幡山３丁目28―20―103
債務者　米山　憲司
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７０号
東京都八王子市狭間町1462―５　タウンズ八王子Ａ―509
債務者　幾島　光子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７１号
千葉県流山市大字東深井451―29―103
債務者　上田なぎさ（旧姓深津）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７２号
千葉県四街道市つくし座１丁目１－２
債務者　佐瀬　雅代（旧姓辻川）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７３号
千葉県千葉市緑区おゆみ野５丁目28　おゆみ野第１団地５棟102
債務者　石崎美智代（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７４号
東京都江東区木場５丁目３－５―903
債務者　沖崎　謙一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１７９号
東京都葛飾区新宿３丁目15―７―102
債務者　松永　仁志
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１８７号
東京都江東区亀戸７丁目38―12―３Ｆ
債務者　黒川　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１８８号
東京都板橋区上板橋２丁目７－３　岩木荘１－６
債務者　伊藤　都夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１９１号
東京都世田谷区上馬１丁目13―11―304
債務者　林　　君枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１９３号
神奈川県横浜市南区日枝町５丁目127―７―701
債務者　能戸　秀子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１９４号
神奈川県横浜市金沢区並木１丁目４－３―1106
債務者　荒井　正夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９１９９号
東京都江戸川区北小岩２丁目30―11―203
債務者　篠田　玲子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９２０２号
東京都足立区西新井５丁目16―６
債務者　佐々木　肇
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部